

**原子炉等規制法施行令第 4 1 条非該当使用者等に対する  
令和 4 年度原子力規制検査の総合的な評定**

原子力施設	ページ番号
青森県原子力センター	1
公益財団法人環境科学技術研究所	3
花輪鉱山株式会社	5
仙台市衛生研究所	7
国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科	9
国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	11
国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所（核原料）	13
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	15
株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）	17
三菱原子燃料株式会社	19
カガミクリスタル株式会社つくば工場	21
MH I 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	23
PDR ファーマ株式会社千葉工場	25
防衛省防衛装備庁陸上装備研究所	27
株式会社リガク東京工場	29
海上保安庁海洋情報部	31
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	33
東芝マテリアル株式会社	35
日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	38
日本冶金工業株式会社川崎製造所	40
富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	42
三菱電機株式会社情報技術総合研究所	44
学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所	46
新潟県立教育センター	48
個人（核原料）	50
福井県原子力環境監視センター	52
太陽鉱工株式会社福井工場	54
株式会社コシナ小布施事業所	56
国立大学法人信州大学基盤研究支援センター	58
日本軽金属株式会社清水工場	60
静岡県公立大学法人静岡県立大学	62
国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	64
文部科学省タイムカプセル埋蔵地	66

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

青森県知事 三村 申吾 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

青森県原子力センターの核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が青森県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

公益財団法人環境科学技術研究所  
理事長 島田 義也 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

花輪鉱山株式会社  
代表清算人 池田 肇 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 6 月 1 日

仙台市長 郡 和子 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。



仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立大学法人東北大学  
学長 大野 英男 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立大学法人秋田大学  
学長 山本 文雄 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 石村 和彦 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事長 久間 和生 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。



国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
農業環境研究部門の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

株式会社日立製作所 日立研究所  
執行役社長 小島 啓二 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の  
核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

三菱原子燃料株式会社  
代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

カガミクリスタル株式会社  
代表取締役社長 望月 英俊 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## カガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がカガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

MH I 原子力研究開発株式会社  
取締役社長 南雲 浩行 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。



## MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がMHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

PDRファーマ株式会社  
代表取締役 棚橋 進 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

PDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がPDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 6 月 1 日

防衛大臣 浜田 靖一 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

防衛省防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

株式会社リガク 東京工場  
代表取締役社長 川上 潤 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

海上保安庁 長官 石井 昌平 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。



## 海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
理事長 中山 一郎 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の  
核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

東芝マテリアル株式会社  
代表取締役社長 青木 克明 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○東芝マテリアル株式会社 核燃料物質使用施設（政令第41条非該当）における核燃料物質の管理区域外への漏えい（追加対応なし）【第1四半期】

東芝マテリアル株式会社（以下「東芝マテリアル」という。）が令和3年10月12日に提出した原子炉等規制法に基づく報告において、隣接する東芝横浜事業所（非規制対象事業所）が平成26年3月に水素回収・循環設備の更新作業を実施した際に、管理区域外に漏えいした核燃料物質により作業員（放射線業務従事者でない者）が被ばくした可能性があることを確認した。

本使用施設は、当初東京芝浦電気株式会社の所管施設（昭和46年5月21日使用許可）であったが、その後、平成15年10月に分社化して、使用施設のうち管理区域部分が東芝マテリアルとして使用許可を継承し、使用許可の範囲外であった管理区域外は非規制対象として東芝横浜事業所に継承された経緯（注）がある。

本件は、使用許可において事業者が管理区域境界の内側に設置されたバブラーによりトリウムが完全に除去できるとの評価をしていたものの、結果として、バブラーによって除去しきれなかったトリウムが東芝横浜事業所が所管する管理区域外に設置された設備に付着し、上記更新作業の際に作業員の被ばくの可能性（事業者の評価上0.011mSv）を招いたものである。

（注）東芝マテリアルは管理区域内に設置されたトリウムを取り扱う還元炉、トリウムを除去するバブラー等を含む設備を、東芝横浜事業所（非規制対象事業所）はバブラーから後の工程となる水素回収・循環装置等をそれぞれ管理していた。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応な

し」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

日本たばこ産業株式会社  
代表取締役社長 寺畠 正道 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

日本冶金工業株式会社  
代表取締役社長執行役員社長 久保田 尚志 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

富士フイルム株式会社  
代表取締役社長 後藤 禎一 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 富士フィルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が富士フィルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

三菱電機株式会社  
代表執行役執行役社長 漆間 啓 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

学校法人五島育英会  
理事長 泉 康幸 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

新潟県知事 花角 英世 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

個人 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

個人の核原料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が個人の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

福井県知事 杉本 達治 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

太陽鋳工株式会社  
代表取締役社長 鈴木 一史 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

株式会社コシナ  
代表取締役 小林 博文 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立大学法人信州大学  
学長 中村 宗一郎 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 国立大学法人信州大学 基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立大学法人信州大学基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

日本軽金属株式会社  
代表取締役社長 岡本 一郎 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

静岡県公立大学法人  
理事長 尾池 和夫 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

静岡県公立大学法人 静岡県立大学の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が静岡県立大学の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 5 月 29 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 石村 和彦 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中部センターの核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人 産業技術総合研究所中部センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原規規発第 2305297 号  
令和 5 年 6 月 1 日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

## 文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設 令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。